

小山育英会 収入基準について

小山育英会では、申請要件の一つに世帯収入基準を設けており、基準額をオーバーすると申請いただくことができません。しかしながら、世帯収入が基準額をオーバーしそうな場合でも、当会で採用している方法により所得額を算出した場合、世帯状況等によっては下記の例のように、収入基準内に収まる場合があります。

「収入が多いから申請できないかも・・・」とお悩みの方は、お気軽に田辺市教育総務課までご相談ください。

(例) 父・母に給与収入があり、父・母・子(中3)の3人世帯で、 子(中3)が高等学校に進学を希望する場合

まず、住民票がある自治体で父・母の所得証明書を取得します。

父の所得証明書	給与収入額	合計所得金額
	3,339,000 円	2,000,000 円
母の所得証明書	給与収入額	合計所得金額
	2,228,000 円	1,000,000 円

※上記金額は一例です。実際の給与収入額や合計所得金額は、取得した所得証明書をご確認ください。

所得証明書による父・母の合計所得金額は、合わせて「300万円」となり、3人世帯の基準額「190万円」(大学進学希望の場合は「212万円」)を超えているように見えますが、小山育英会の算出方法では、所得証明書の合計所得金額ではなく、給与収入額から所得金額を算出することとなっています。

まず、父・母ともに、所得証明書に記載の給与収入額を確認します。給与収入額は、千の位以下を切り捨てます。この場合、父母の給与収入額は以下のとおりとなります。

- ・父・・・給与収入額 3,339,000 円 → 「333万円」(9,000 円を切り捨て)
- ・母・・・給与収入額 2,228,000 円 → 「222万円」(8,000 円を切り捨て)

この数字をもとに、「給与所得金額早見表」で所得金額を算出します。なお、金額の高い方(この場合は父)は《A表》で、金額の低い方(この場合は母)は《B表》で算出します。

(裏面へ続く)

父の所得 (小山育英会基準)	《A》給与所得金額早見表より 収入金額	《A》給与所得金額早見表より 所得金額
	3 3 3万円	5 2万円
母の所得 (小山育英会基準)	《B》給与所得金額早見表より 収入金額	《B》給与所得金額早見表より 所得金額
	2 2 2万円	1 3 7万円

これによって算出した父・母の所得金額の合計は、5 2万円 + 1 3 7万円 = 「1 8 9万円」となり、3人世帯の基準額である「1 9 0万円」内に収まります。よって、この世帯は小山育英会奨学金の申請が可能です。

他にも、所得判定のための特別控除があり、例えば今回の場合、子（中3）が高等学校に進学予定ですので、先に算出した合計所得金額（1 8 9万円）から更に「3 9万円」を控除した金額（1 5 0万円）により判定します。

※世帯人員による基準額や、給与所得金額早見表、特別控除額表等については、別紙書類をご確認ください。

【お問合せ先】

〒646-8545

和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号

田辺市教育委員会 教育総務課 担当：久保

TEL : 0739-26-9941 FAX:0739-24-8323

E-Mail : kyouiku@city.tanabe.lg.jp